

市民のみなさんへ

2014年9月30日

9月市会に来年4月から始まる子ども子育て支援新制度に関わる議案が提案されています。市長の提案にはこれまでの京都の保育や学童の水準を後退させる重大な内容が含まれています。

日本共産党議員団は子どもたちの保育・学童の格差を許さず、ふさわしい環境の下での子育て支援のために市長提案の5本の議案のうち、『議第260号 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例』について、修正案を提出します。

修正案の主な内容は以下の通りです。（詳細は別紙の修正案参照）

学童保育（放課後児童健全育成事業）について（修正案11条～13条）

①あまりに低い面積要件の引き上げを！

原案】設備基準を国基準通り（児童一人につき1.65平方メートル）としています。

日本共産党修正案】児童一人あたりの専用区画の面積は認可保育所の幼児（満二歳以上児）の最低基準である児童一人につき1.98平方メートルまで引き上げています。また、1支援単位（児童40人）ごとに育成室を設けることを盛りこんでいます。

②職員基準は現行学童保育の基準から引き下げを許さない

原案】職員基準を国基準通り（支援の単位ごとに2人配置。そのうち一人は補助員に代えられる）としています。

日本共産党修正案】現行の学童保育の基準である常勤二人体制とするため、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに二人以上とすることを明記しています。

家庭的保育・小規模保育・事業所内保育について（修正案20条(b)～25条）

③豊かな保育環境のもとでの保育を！

原案】設備基準について3階以上を認めています。

日本共産党修正案】保育室は原則1階とし、3階以上は認めない基準としています。

④専門性を身につけた職員の元での保育を！

原案】家庭的保育事業・小規模保育C型において保育士資格を持たない補助者を認めることとし、小規模保育B型の職員基準を国基準通り（半数以上は保育士）としています。

日本共産党修正案】党議員団は認可保育所で配置基準内の職員すべてが保育士であることになって、小規模保育・家庭的保育においても、職員はすべて保育士と規定しています。

⑤給食は保育の一貫！

原案】家庭的保育や小規模保育において調理業務の委託・食事の外部搬入を認めています。

日本共産党修正案】現在認可保育所でも昼間里親でも自園調理が原則となっていることになって、調理業務の委託・食事の外部搬入は認めないこととしています。

市民のみなさんのご意見をおよせいただいて更に練り上げたいと思います。つきましては、修正案への市民の皆さんのご意見をおよせいただくよう呼びかけるものです。

ご意見は10月15日までに日本共産党議員団までファックスまたはメールでおよせください。

どうぞよろしくお願ひします。

日本共産党 京都市議員団 〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

電話 075-222-3728 ファクス 075-211-2130 メール info@cpgkyoto.jp

		市長原案	日本共産党修正案	
学童	児童一人あたりの面積	1.65㎡	1.98㎡	
	職員	放課後児童支援員1人。うち一人補助者	放課後児童支援員2人以上	
保育	施設	家庭的保育(定員5人以下)	4階以上も可	保育室は原則1階とし2階までとする。
		小規模保育 A型(6~19人)		
		B型		
		C型(6~10人)		
		事業所内保育		
	保育士	家庭的保育	2人のうち1人は資格不要	保育士のみ
		小規模保育 A型	保育士のみ	
		B型	2分の1以上保育士	
		C型	2人のうち1人は資格不要	
		事業所内保育 保育所型(20人以上)	保育士のみ	
		事業所内保育 小規模型(19人以下)	2分の1以上保育士	
	給食	家庭的保育	搬入施設において調理。搬入可	自園調理
		小規模保育 A型		
		B型		
		C型		
事業所内保育 保育所型				
	事業所内保育 小規模型			